

○蟹江町観光地区建築条例

平成 8 年 3 月 22 日

条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。)第 49 条第 1 項の規定に基づき、観光地区内における建築物の建築の制限又は禁止に関し必要な事項を定めるものとする。

(観光地区)

第 2 条 観光地区の区域は、都市計画において定められた区域とする。

(建築の制限)

第 3 条 観光地区内においては、別表に掲げる建築物は建築してはならない。ただし、公益上やむを得ないと認めて町長が許可した場合においては、この限りでない。

(既存の建築物に対する規制の緩和)

第 4 条 この条例の施行の際現に存し、又は建築の工事中である建築物(前条の規定に適合しないものに限る。)で法又はこれに基づく命令若しくは条例(この条例を除く。)の規定に適合しているものについては、前条の規定にかかわらず、当該建築物が同条の規定に適合しなくなった時(以下「基準時」という。)を基準として、次に掲げる範囲内において増築し、又は改築することができる。

(1) 増築又は改築が基準時における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対して、それぞれ法第 52 条第 1 項及び第 53 条の規定に適合すること。

(2) 増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の 1.2 倍を超えないこと。

(3) 増築後の前条の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の 1.2 倍を超えないこと。

(罰則)

第 5 条 次の各号のいずれかに該当する者は、20 万円以下の罰金に処する。

(1) 前 2 条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主

(2) 法第 87 条第 2 項において準用する前 2 条の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

第 6 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、都市計画観光地区の決定の告示の日から施行する。

別表(第 3 条関係)

1 工場(建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 130 条の 6 に定めるものは除く。)

- 2 ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場その他これらに類する運動施設
- 3 自動車教習所
- 4 畜舎
- 5 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの
- 6 劇場、映画館、演芸場又は観覧場
- 7 自動車車庫で床面積の合計が300平方メートルを超えるもの又は3階以上の部分にあるもの(建築物に附属するもので建築基準法施行令第130条の8に定めるもの又は都市計画として決定されたものを除く。)
- 8 倉庫業を営む倉庫
- 9 個室付浴場に係る公衆浴場その他これに類する建築基準法施行令第130条の9の2に定めるもの
- 10 キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 11 危険物の貯蔵又は処理に供するもの(建築物に付属するものを除く。)